

サステナビリティ関連財務開示の公表承認日

2026 年 10 月 30 日公表

Ver. 2.0

目 的

1. 本文書は、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日について参考となる情報を提供することを目的としています。

キーワード

サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する機関又は個人、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日、後発事象

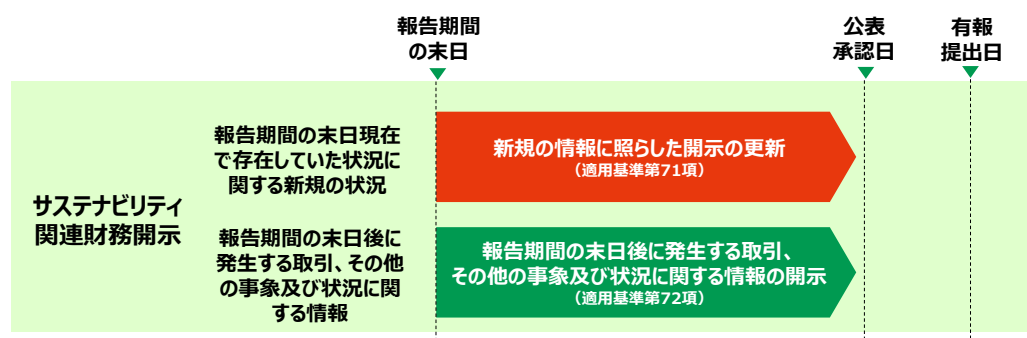
何が求められているのか

2. SSBJ 基準では、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日及び承認した機関又は個人の名称を開示することを求められています。

サステナビリティ関連財務開示の公表承認日及び承認した機関又は個人の名称を開示しなければならない。（適用基準第 70 項）

「サステナビリティ関連財務開示の公表承認日」とは

3. 「サステナビリティ関連財務開示の公表承認日」とは、サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した日をいいます（適用基準第 4 項(15)）。SSBJ 基準では、適用基準第 71 項及び第 72 項において、後発事象に関する取扱いを定めていますが、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日は、企業が公表するサステナビリティ関連財務開示について、報告期間の末日後、どの時点までの後発事象が当報告期間の開示に反映されているかを理解するために必要な情報であると考えられます。



開示を作成するうえでの考慮事項

4. サステナビリティ関連財務開示の公表承認日に関する開示を作成するにあたっては、各企業において、サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する機関又は個人を定め、その機関又は個人がサステナビリティ関連財務開示を公表することを承認した日を公表承認日とすることが必要となると考えられます（適用基準 BC140 項）。
5. このため、以下では、次の 2 点について解説を行います。
 - (1) サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する機関又は個人の決定
 - (2) サステナビリティ関連財務開示の公表承認日の決定

(1) サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する機関又は個人の決定

6. サステナビリティ関連財務開示の作成プロセスは、企業によって異なることが考えられますが、サステナビリティ関連財務開示を承認する権限を有する社内の機関又は個人として、例えば、次の機関又は個人とすることが考えられます。
 - (1) 取締役会
 - (2) 代表取締役社長
7. ここで、SSBJ 基準では、コア・コンテンツにおけるガバナンスに関する開示として、「サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人」に関する情報の開示を求めています（一般基準第 9 項、気候基準第 10 項）。サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関としては、取締役会、取締役により構成される委員会又はガバナンスに対する責任を負う同等の機関が考えられ、また、サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会の全体的な監督責任を、ガバナンス機関ではなく、具体的な専門性及び経験を有する個人が担う場合もあると考えられるとしています（一般基準 BC29 項、気候基準 BC41 項）。
8. この点、「サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する機関又は個人」（適用基準第 70 項）として、本資料第 7 項と同様に、取締役会、取締役により構成される委員会又はガバナンスに対する責任を負う同等の機関や具体的な専門性及び経験を有する個人が担う場合もあると考えられます。
9. ここで、例えば、「本サステナビリティ関連財務報告は 202●年●月●日に、○○委員会が承認している」と開示する場合、「○○委員会」の役割、権限及び義務、並びに取締役会や代表取締役との関係なども併せて開示することにより、当該機関のガバナンス上の位置づけが明確となり利用者の理解に有用であると考えられます。ただし、ガバナンスに関する開示における「サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人」などにおいて、別途開示している場合には、重複して記載する必要はないと考えられます。

10. なお、「サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する機関又は個人」（適用基準第 70 項）が、「サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人」（一般基準第 9 項、気候基準第 10 項）と同じになることもあったと考えられますが、必ずしも同じである必要はないと考えられます。

(2) サステナビリティ関連財務開示の公表承認日の決定

11. 「『サステナビリティ関連財務開示の公表承認日』とは」（本資料第 3 項参照）に記載したとおり、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日は、企業が公表するサステナビリティ関連財務開示について、報告期間の末日後、どの時点までの後発事象が当報告期間の開示に反映されているかを理解するために必要な情報であると考えられます。このため、サステナビリティ関連財務開示を公表するにあたり、公表承認日を決定することが必要になります。
12. サステナビリティ関連財務開示の公表承認日は、上述の(1)で決定した「サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する機関又は個人」がサステナビリティ関連財務開示を公表することを承認した日となります。
13. この点、仮にサステナビリティ関連財務開示について監査役、監査役会、監査委員会又は監査等委員会（以下「監査役等」といいます。）による監査や株主総会の承認を受けることを企業が自発的に定めたとしても、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日は、監査役等の監査報告書日や株主総会における承認日ではなく、サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した日になります。
14. また、サステナビリティ関連財務開示は、第三者による保証が実施されることも考えられますが、第三者による保証が実施されているかどうかにかかわらず、サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した日がサステナビリティ関連財務開示の公表承認日になります。

財務諸表との関係

15. 関連する財務諸表を作成するために適用した会計基準において、後発事象の評価期間は、財務諸表の公表の承認日までとされていることがあります（企業会計基準第 41 号「後発事象に関する会計基準」第 7 項¹、IAS 第 10 号「後発事象」第 3 項など）。この場合、つながりのある情報の観点から、財務諸表の公表の承認日と、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日はあわせるべきとの考え方があると考えられます。

¹ 企業会計基準第 41 号「後発事象に関する会計基準」は、2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされている。2027 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度及び事業年度における後発事象の評価期間は、会計監査人の監査報告書日までとされている（監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」）。

16. また、関連する財務諸表を作成するために適用した会計基準において、財務諸表を公表することを承認した者の開示が求められていることがあります（企業会計基準第 41 号「後発事象に関する会計基準」第 10 項、IAS 第 10 号「後発事象」第 17 項など）。この場合、つながりのある情報の観点から、財務諸表を公表することを承認した者と、サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する機関又は個人はあわせるべきとの考え方があると考えられます。
17. しかし、SSBJ 基準には、これらをあわせなければならないとする定めはありません。このため、関連する財務諸表の公表の承認日と、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日とは、同じになることもあれば、異なることもあると考えられます。また、財務諸表を公表することを承認した者と、サステナビリティ関連財務開示の公表を承認する権限を有する機関又は個人とは、同じになることもあれば、異なることもあると考えられます。

関連する SSBJ ハンドブック

- 「日本基準で財務諸表を作成する場合の後発事象と財務情報のつながり」
- 「二段階開示を選択した場合の留意事項」
- 「ガバナンスに関する開示」

SSBJ 基準の定めは、重要性がない項目に対して適用する必要はないことにご留意ください。

以 上